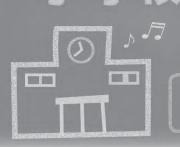
備 統

② 校 歌

統合の開校式および入学式



0.

専門部会

(第3回

問い合わせ先 学校教育課総務係(豊田支所内)

☎(38)3112(内線550)

らせします。

総務部会

①校名の公募 集要項案の一部を修正し、 くことを決定した。 日から7月14日の間、 決定方針案および募 募集してい 6月9

③ 校章 認し、 がら、 させたい。制作手法については次 6カ月前には子どもたちに練習を 回検討することとした。 ついて次回検討することとした。 .校歌を歌うこととしたい。 校名募集の進捗を確認しな スケジュールと制作手法に 現在の校章の活用状況を確 統合

地域 ・ P T A 部会

①PTA交流 る。 皆さんを招くことを学校と調整す 長丘・科野・倭小学校の保護者の なる平岡小学校の授業参観時に、 交流事業は必要。統合後の校舎と 新しい学校のPTA

統合準備委員会 北部地区小学校 ①通学方法

•通学・安全部会

6月1日にかけて平岡小学校で開催 第3回の専門部会を、5月29日から しました。協議した主な内容をお知 北部地区小学校統合準備委員会の 長丘・科野・倭地区の通学路を検 討する。 し、次回危険箇所を確認しながら、 各地区の課題を整理

第2回豊田地域小学校 統合準備委員会

しました。 田地域小学校統合準備委員会を開催 5月30日、 豊田公民館で第2回豊

校長の池田幹男委員が選出されまし委員長の互選が行われ、豊井小学 員の指名が行われました。 た。また、併せて総務部会長、

専門部会(第3回 豊田地域 統合準備委員 小学校 会

知らせします。 催しました。 5月30日、 協議した主な内容をお 第3回の専門部会を開

総務部会

北部地区統合小学 校の学校名候補を 公募しています

「学校名候補」を 7 月 14 日侩まで公募し

7 14 1 回ま C公募 C ています。 詳しくは、全戸配 布した用紙または市 公式ホームページを ご覧いただき、ご応募ください。

①学校施設 回対応策を含め検討することとし 出されたので、論点をまとめ、 さまざまな意見要望が

> 記QRコード) 公式ホームページ(下 しています。 詳しい会議録は、 で公開 市



▲OR⊐ード

・通学・安全部会

①通学方法 行政区ごとに通学方法 険箇所の確認など現地確認を実施 政バスに乗車し、時間・距離・危 的な通学方法を検討することとし を検討することとする。 課題の整理を行う中で、 実際に行

①PTA交流 こととした。

地 域・PTA部会

うかを現PTA役員会に意見聴取 流事業を実施する必要があるかど し、次回その結果により検討する 学年ごとにPTA交

② 校 名 することを確認した。 次回は校名についても検討



~11月3·4·5日開催決定~ 信州なかの音楽祭2017

高州なかの 中楽祭 2017

ロゴマークが 決まりました▶

昨年に続き2回目を迎える「信州なかの音楽祭2017」 の開催日が、11月3・4・5日に決定しました。

「市民参加型 (参加して楽しむ・感動を共有する)」「若手育成」「一流の音楽の鑑賞」をコンセプトとし、市民有志の実行委員の皆さんが、たくさんの楽しいイベントを企画中です。

<現在企画中のイベント>

11月3日金・祝

楽器製作および講演会ワークショップ、作曲家岩河智子 先生による合唱のワークショップほか

11月4日(土)

国立音楽大学 武田忠善学長による吹奏楽公開講座および成果発表、武田忠善学長リサイタル、中野市音楽親善アンバサダー麻衣さんコンサート、NHK仙台少年少女合唱隊による合唱、信州なかの音楽祭合唱団&吹奏楽団コラボ合唱、中野陣屋・県庁記念館ロビーコンサート

11月5日(日)

バンドコンテスト、楽器演奏体験

<バンドコンテスト日程決定>

▶予選会 第1回:9月3日(日)

第2回:10月8日(日)

▶決勝戦 11月5日(日)

※8月以降、募集を開始します。

<有志合唱団・吹奏楽団の団員募集>

11月4日(土)に豊田文化センターで、「信州なかの音楽祭合唱団&吹奏楽団コラボ合唱」と題した大合唱を企画しています。

詳しくは市公式ホームページ(右記QRコード)をご覧ください。 一緒に音楽祭を盛り上

げましょう。



▲QR⊐−

問い合わせ先 信州なかの音楽祭実行委員会事務局(市役所文化スポーツ振興課文化振興係) ☎(22)2111(内線394)



中野市で農業を始めませんか新規就農者を支援します





▲QR⊐-ド

事業	対象者	補助內容
農業次世代人材投資事業(経営開始型)	独立・自営の認定新規就農者	最長5年間 年間最大 150 万円(2年目以降は変動) ※夫婦の場合は 1.5 人分
農業後継者育成支 援事業	農業に従事して親の経営に参画する方	最長3年間 年間60万円 ※配偶者の場合は年間30万円
農業後継者研修支 援事業	農業後継者で、就農前または一時離農し、先進農 家や農業研究機関などで研修を受ける方	最長2年間 年間48万円
新規参入者営農支 援事業	Ⅰターンなどにより市内で新たに農業を始める方で、農地・農業機械・施設(総額 50 万円以上)を取得またはリースする方	取得額の 1/3 以内、上限 100 万円 リース料の1/3以内、月額上限1万5千 円、最長3年間
新規参入者定住支 援事業	ターンなどにより市内で新たに農業を始める方で、住居を取得または賃借する方	取得額の 1/2 以内、上限 200 万円 賃借料の 1/2 以内、月額上限 3 万円、 最長 3 年間
遊休荒廃農地再生支援事業	独立自営で農業経営を開始する方、開始して5年 以内の方、または認定新規就農者の方で、遊休荒 廃農地の再生のために農地・農業機械・施設(総 額50万円以上)を取得またはリースする方	取得額の 1/3 以内、上限 100 万円 リース料の1/3以内、月額上限 1 万 5 千 円、最長 3 年間